

鳥取県告示第389号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成23年8月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月5日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

1 申請のあった年月日

平成23年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人霞の里観光開発

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

川本 正夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市良田39-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域の自然、文化、伝統芸能、民謡、湖山池の伝説、石釜漁、人材など地域資源を最大限に活用し、その中でも湖山池は最も貴重な、鳥取砂丘に並ぶ規模の地域資源であり、近隣に千年の歴史を持つ吉岡温泉、長柄川（源氏ほたる）、防巳尾城跡、青島遺跡、山陰の民謡、伝説、史跡、それに加え地質学的にも貴重なジオパークを中心とした文化を観光ガイドして、これらを中心とした街づくりを推進し、活力と個性際立つ地域となるよう、地域住民と協同で積極的に活動する。そして、近隣地域の模範となる様な「地域経営」を推進し、もって地域社会全体の利益の増進に、寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

特定非営利活動の種類及び事業